

18. 講 師 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境衛生施設工業会(以下「本会」という。)の事業として行う講習会等ならびに関係団体等から依頼を受けた講習会に、講師を派遣する場合の業務を公平、適正に行うことを目的とする。

(講師の選任)

第2条 講師は、技術委員会の推薦により本人及び所属会員会社の所属長の承諾を得たうえ、会長が委嘱する。

(講師の責務)

第3条 前条の規定により委嘱を受けた講師は、本会より依頼された業務について誠実かつ公平に業務を行わなければならない。

(派遣依頼)

第4条 本会は、本会の事業としての講習会等及び団体等から依頼を受けた講習会等に講師を派遣する場合は、当該講師が所属する会員会社の所属長の承諾を得たうえ、派遣しなければならない。

(費用負担)

第5条 本会は、本会の事業として行う講習会等に講師を派遣する場合は、派遣講師に対して旅費等の必要な経費を支払わなければならない。

2 団体等が講習会等講師を本会に依頼する場合は、別に定める場合を除き、派遣に要する旅費等の必要な経費を依頼団体等が派遣講師に支払うものとする。

(違反に対する対処)

第6条 何人も本規程による以外は、本会の名のもとに、講師として講義を行ってはならない。

2 前項に違反した場合は、理事会において本人の弁明を受け、調査のうえ当該会員会社ならびに当該講習会等を主催した団体等にその旨を通知することができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。